

ホーム

くらし・手続き

市政・まちづくり

産業・事業者

魅力・観光

現在地 [ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [環境・衛生・公園](#) > [公園・自然](#) > 都市公園内での飼い主のいない猫についてのご案内

現在地 [ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [環境・衛生・公園](#) > [動物・ペット](#) > 都市公園内での飼い主のいない猫についてのご案内

都市公園内での飼い主のいない猫についてのご案内



[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2016年12月9日

都市公園内における飼い主のいない猫について

市内の都市公園では捨て猫が絶えず発生しており、施設管理上問題となっています。
捨てられた猫には罪はありませんが、捨て猫が増え続けることで、公園環境の悪化を招く恐れがあります。
来園者の皆さんが安全安心に公園を利用できるよう、ご協力をお願いします。

さくらねこ無料不妊手術事業

昨年度に引き続き、今年度においても公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料避妊手術事業」に参加し、ボランティア団体と協力し袖ヶ浦公園内の「飼い主のいない猫」129頭に対し、不妊去勢手術を実施しました。不妊去勢手術を終えた猫は耳をV(ブイ)字にカットされ、元の場所へ戻され、繁殖することなく一生を終えます。この切れ込みがある猫のことを「さくらねこ」と言います。



公益財団法人どうぶつ基金

公益財団法人どうぶつ基金は動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に貢献することを目的とし、各種事業を行う団体です。

[公益財団法人どうぶつ基金\(外部リンク\)](#)

市からのお願い

犬や猫等の愛護動物を虐待・遺棄・殺傷すると法律により罰せられます。虐待・遺棄した場合は100万円以下の罰金、殺傷した場合は2年以下の懲役または200万円以下の罰金が科せられます。
(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)

動物を捨てることは犯罪です。諸事情により飼育が困難な場合は里親を探すなどして、不幸な命が生まれまいやう今一度お考えください。
動物の飼育にあたっては、尊い一つの命を大切に飼育していただきますようお願いいたします。

このページに関するお問い合わせ

[都市整備課\(市街地整備室\)](#) 公園・駐車場班

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1(新館6階) 電話:0438-62-3521 ファクス:0438-63-9670 [お問い合わせはこちらから](#)

